

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議(第35回)

日時：令和2年12月3日（木）10:00～12:00

場所：名古屋市公館 レセプションホール

会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

- (1) 西之丸展示収蔵施設の外構整備について <資料1>
- (2) 名勝名古屋城二之丸庭園整備計画について <資料2>
- (3) 令和3年度の二之丸庭園の修復整備・発掘調査について <資料3>

4 報告

- (1) き損地点等の追加調査について <資料4>
- (2) 木造天守基礎構造検討の考え方について

5 その他

6 閉会

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第35回）出席者名簿

日時：令和2年12月3日（木）10:00～12:00

場所：名古屋市公館 レセプションホール

■構成員

(敬称略)

| 氏名 | 所属 | 備考 |
|-------|-------------------------------|-----|
| 瀬口 哲夫 | 名古屋市立大学名誉教授 | 座長 |
| 丸山 宏 | 名城大学名誉教授 | 副座長 |
| 赤羽 一郎 | 前名古屋市文化財調査委員会委員長・元愛知淑徳大学非常勤講師 | |
| 小濱 芳朗 | 名古屋市立大学名誉教授 | |
| 高瀬 要一 | 公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事 | |
| 麓 和善 | 名古屋工業大学大学院教授 | |
| 三浦 正幸 | 広島大学名誉教授 | |
| 藤井 譲治 | 京都大学名誉教授 | |

■オブザーバー

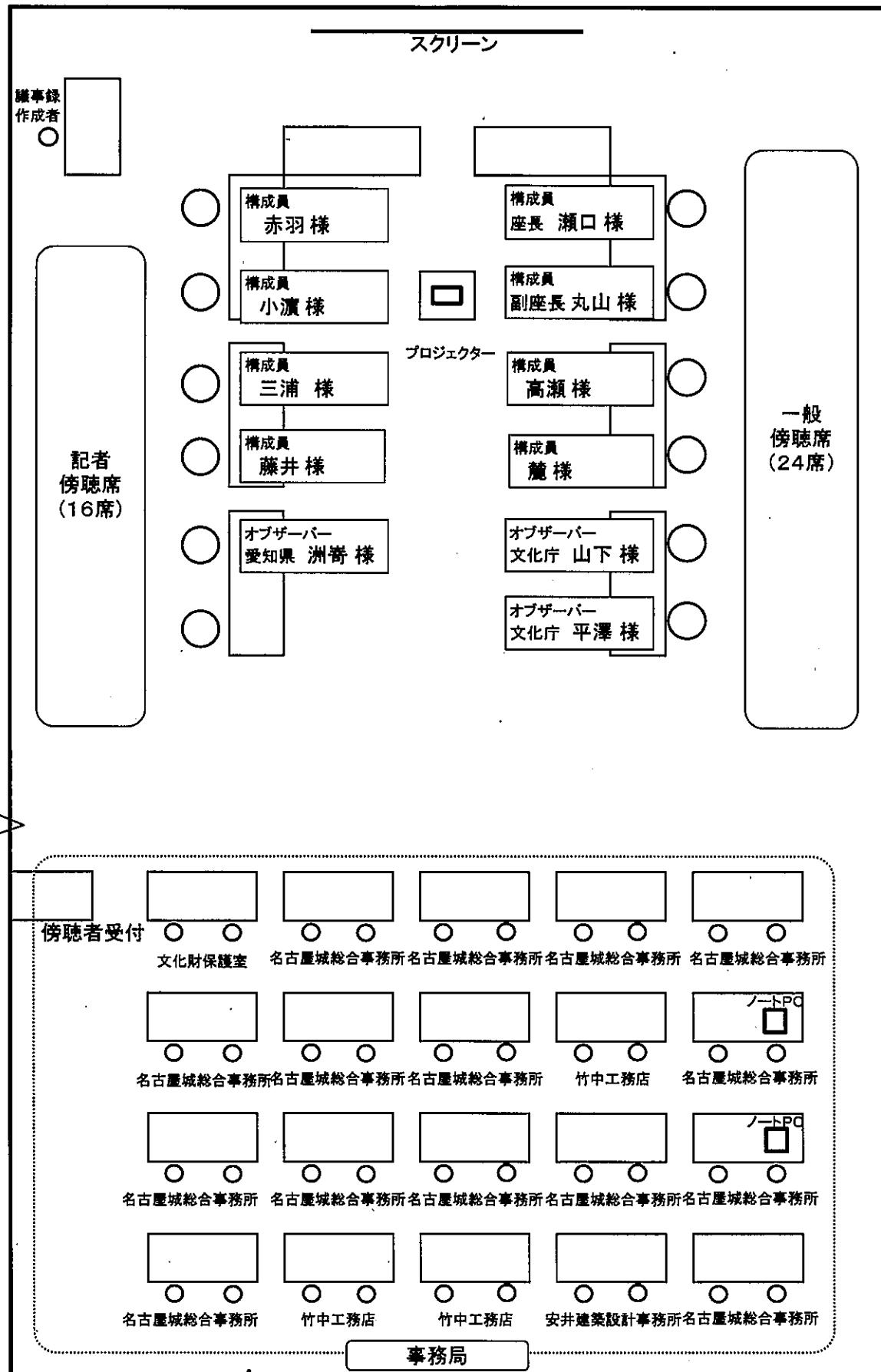
(敬称略)

| 氏名 | 所属 |
|--------|--------------------------|
| 山下 信一郎 | 文化庁文化財第二課主任文化財調査官 |
| 平澤 肇 | 文化庁文化財第二課主任文化財調査官 |
| 洲崎 和宏 | 愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室室長補佐 |

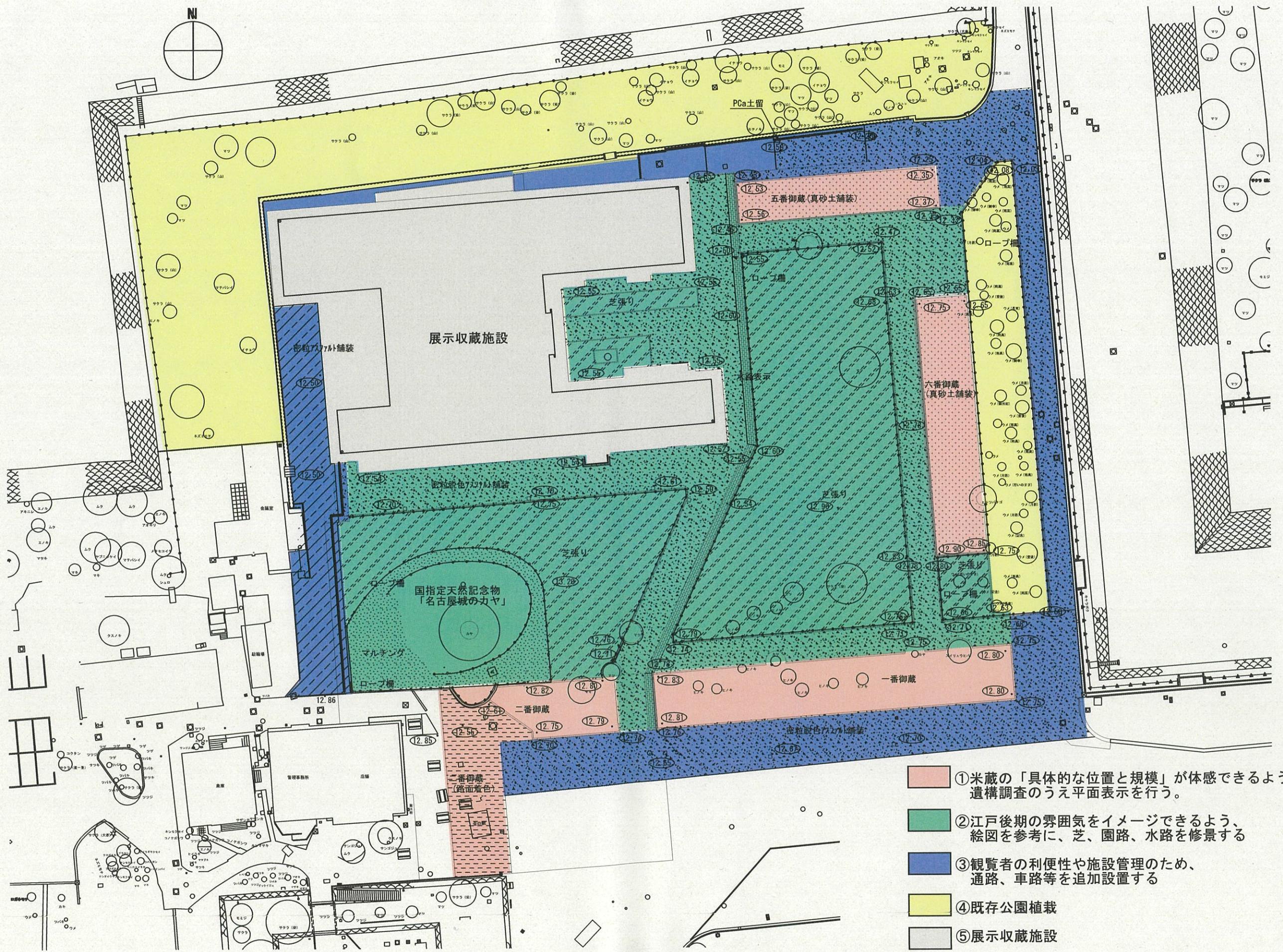
第35回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議

座席表

令和2年12月3日(木)
10:00~12:00
名古屋市公館 レセプションホール



整備方針区分図



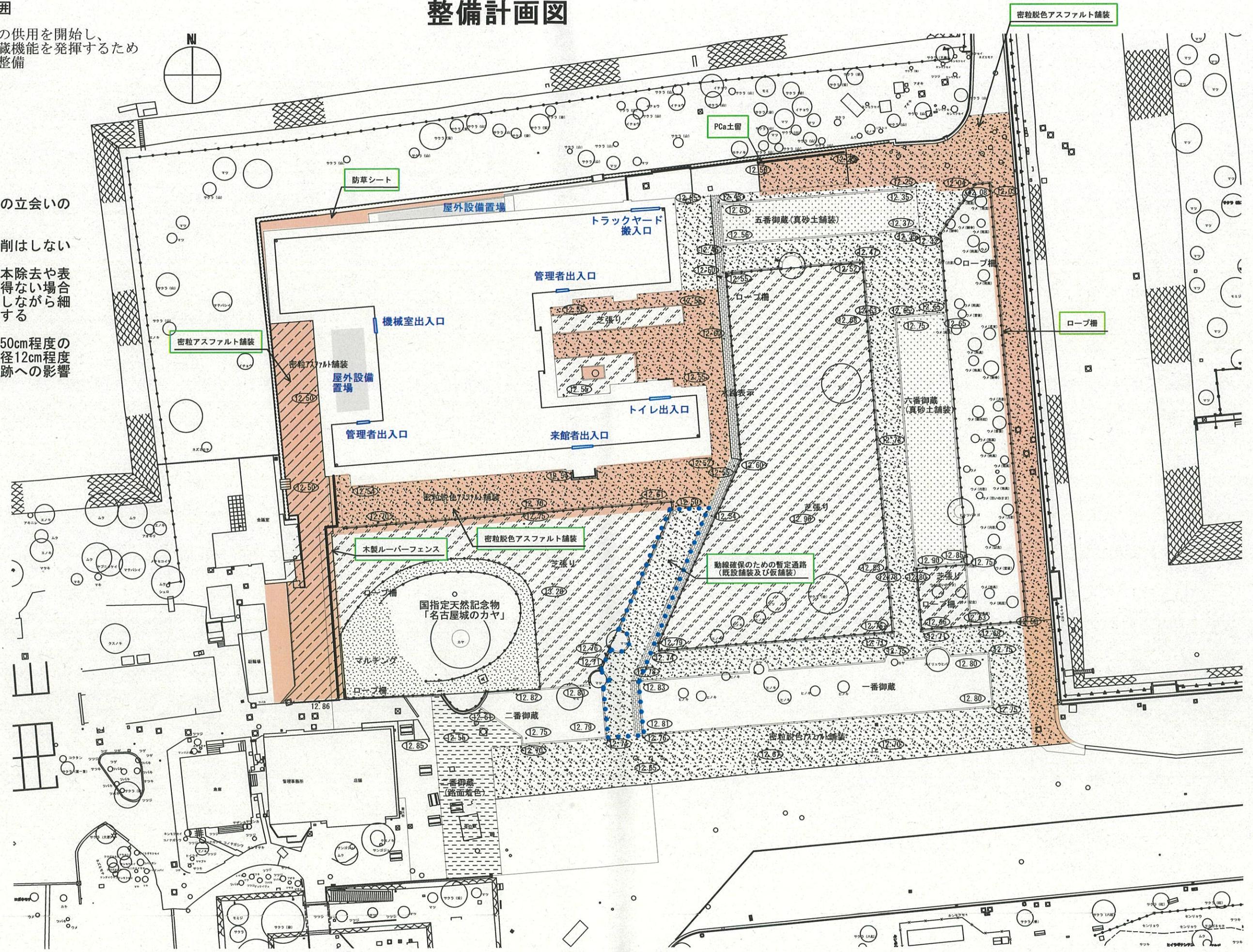
整備計画図

今回整備範囲

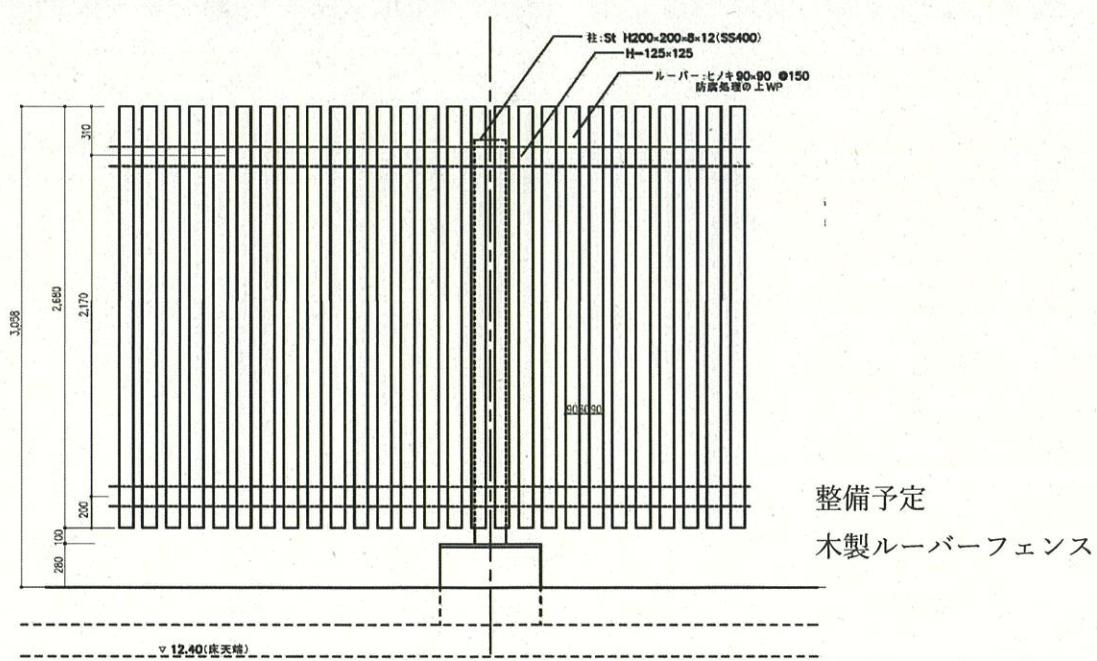
展示収蔵施設の供用を開始し、
展示機能と収蔵機能を発揮するため
必要な範囲を整備

作業の留意点

- すべての作業は学芸員の立会いのもとで行う
 - 原則盛土構造とし、掘削はしない
 - ただし、伐採樹木の根本除去や表土のすきとり等やむを得ない場合には、学芸員が確認をしながら細心の注意を払って施工する
 - ロープ柵については、50cm程度の打ち込みを伴うが、直径12cm程度の小径なものとし、史跡への影響は軽微なものとする



【展示収蔵施設エントランスから西向の整備イメージ】



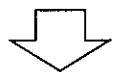
議事2 二之丸庭園整備計画（案）について

1 計画の位置付け

平成30年（2018年）2月に名勝区域が追加指定されたことを受け、庭園全体の一体的かつ計画的な整備を目的とした新たな整備計画を策定

「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」平成30年（2018年）5月策定

「名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書」平成25年（2013年）3月策定



二之丸庭園保存整備事業の中で新たに判明した調査成果等を踏まえ、整備の方向性をより具体化

「名勝名古屋城二之丸庭園整備計画」

2 計画の構成

第1章 計画策定の経緯と目的

策定の経緯、目的、対象範囲、関連計画など

第2章 計画地の概要

文化財指定状況、沿革と史資料、地割区分の設定など

第3章 現状と課題

保存整備に向けた現状と課題、活用及び維持管理の現状と課題など

第4章 基本理念と方針

基本理念、基本方針、構成要素別整備方針

第5章 整備計画

整備の手法、構成要素別整備計画、地割区分別整備計画、調査計画、活用計画、復元整備の検討手順など

第6章 事業計画

施工年次の設定、工程計画など

第7章 今後の課題

二之丸の整備、未告示範囲の取扱い、計画の見直し

3 基本理念

尾張の庭園文化を象徴する二之丸庭園を、文化・文政期の大名庭園と明治期の将校集会所前庭などから成る優れた風致景観の調和がとれた空間として「修復」と「復元」によって回復し、大規模な回遊式庭園を現代に再生し、その庭園文化を体現する。

4 基本方針

○地上に遺存する庭園空間の修復

北御庭及び近代前庭（二之丸御殿北西跡）を中心として地上に遺存する庭園を修復し、遺構の保存と空間性の回復を図る。修復に際しては、江戸期の作庭内容のみならず、明治期以降の造園内容にも十分配慮して行うものとする。

○地下に遺存する遺構の保存と潜在化している庭園空間の復元

二之丸庭園の地下に遺存する江戸期～明治期の庭園や二之丸御殿等の遺構について、遺存状態とその内容を発掘調査によって確認のうえ保存を図り、潜在化している庭園空間を地上に復元する。また、現存する茶室「余芳」及び「風信」を原位置に移築再建し、周辺の庭園空間を復元する。

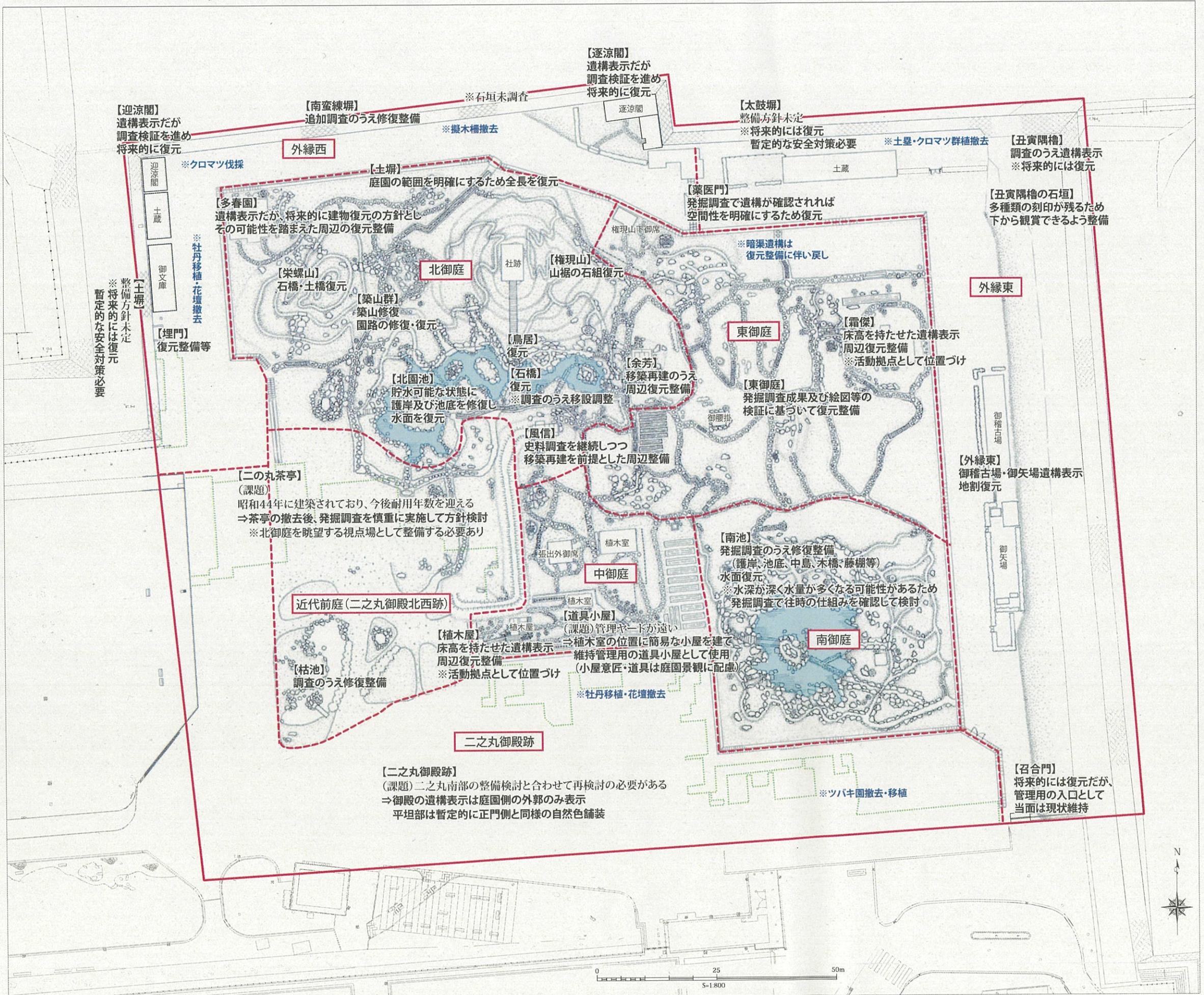
○作庭時期の異なる庭園空間の調和

近世・近代と重層的な変遷を経て成立した尾張の庭園文化の象徴としての二之丸庭園であり、時代の相違に固執することなく、近世及び近代の仕事を調和させ、一体化した回遊式庭園とする。

○庭園文化を体現した活用の展開

復元した庭園においては、移築再建を目指す「余芳」及び「風信」や、史料から往時の利用が窺える「植木屋」及び「霜傑」等の空間を積極的に活かし、往時の庭園文化を含めた二之丸庭園の魅力を広く伝えるとともに公開活用施設を行い、尾張の庭園文化への理解を促すため、観賞にとどまらない活用を展開する。

■名勝名古屋城二之丸庭園整備計画 主要整備項目位置図



課題

- ・名古屋城全体として検討
 - ・二之丸南部の整備検討において再検討

【トイレ】

- ・ガイダンス施設への併設を検討
 - ・名古屋城全体のトイレ計画に基づいて検討

方針の整理

【建造物】

- ・オリジナル部材の遺る「余芳」「風信」
⇒整備計画で移築再建
 - ・史料が数点確認されている「多春園」
⇒将来的な復元も視野に入る
 - ・外苑西で古写真が遺る建造物
⇒将来的な復元を視野に入る
 - ・「御城御庭絵図」等で立面形態が確認できるもの
⇒発掘調査で位置特定された場合は復元を検討
 - ・立面に関する情報が無いもの
⇒発掘調査成果に基づき遺構表示

【植栽】

- ・絵図に描かれた大木や景観木を優先的に植栽
 - ・絵図から植栽傾向を把握し生育環境に合わせて植栽
 - ・現況植栽は可能な限り移植

【石造物】

- ・特徴的な意匠のものや空間における意味合いの大きいものを優先的に復元
 - ・整備事業終了後も長期間で全体復元を目指す

【活用施設】

- ・各建造物付近には散水栓と電源ボックスを設置
 - ・夜間開園も視野に入れて電源等を整備
 - ・望鯨亭は寄付者に説明の上、撤去・移設を検討
 - ・説明板は各建造物の説明ほか、5箇所程度に常設

黒字:整備方針
黒字(明朝):課題
青字:構造物等移設・撤去

議事3 令和3年度の二之丸庭園の修復整備・発掘調査について

1 北園池の修復について

(1) 修理の考え方

北園池は、池底及び側面が三和土で構築され、その上に石組や擬岩による護岸が形成され、さらに上部には築山裾が連続して雄大な景観を作り出している。比較的大きな高低差があるものの、適切な納め方により安定した状況を作っている。

また、北園池周辺の構成要素は多岐に渡り、修復対象が相互に関連している。

修理に際しては、これらの施工に伴う当時の意匠を把握し、施工範囲を適切に設定するとともに、大型作業車等の乗り入れや作業エリア区分の設定など、施工に沿った計画を立てる必要がある。

(2) 修復対象の抽出

① 水系（池底など）

- ・池底三和土き損部位
- ・滝流れ
- ・水生植物団い（三和土製）
- ・給水口および付随する流れ底
- ・保水に関わる設備導入（給排水設備等）
- ・沢飛き損部位

② 地割（護岸石組、島など）

- ・目地流出部位
- ・擬岩き損部位
- ・景石傾倒部位
- ・築山き損部位
- ・飛石き損部位
- ・園路き損部位
- ・池島抜根

③ 構造物（橋など）

- ・木橋（反り橋）
- ・石橋（権現山裾緒 大型）
- ・石橋（赤坂山西 自然石石橋）
- ・石橋（滝裾切石石橋 2か所）
- ・石橋（藤棚北自然石石橋）
- ・石橋（滝西自然石石橋）
- ・土橋
- ・鳥居
- ・藤棚

④ 石造物

- ・灯籠
- ・手水鉢

⑤ 植栽

- ・島内の植栽
- ・護岸際の植栽
- ・園路際の地覆類および低木類

⑥ その他

- ・隣接園路
- ・電気設備
- ・余芳周辺露地庭
- ・滝給水
- ・サイン
- ・余芳火報知埋設管
- ・三和土配合比率調査及びサンプル試験
- ・池底三和土下層土質調査

(3) 手順の検討

上記の項目を検討し、手順を割り振った。

○池底調査（三和土成分調査、サンプル試験、土質調査など）



○滝流れ修理、目地修理、池島抜根、景石修理、擬岩修理、

※ 滝流れや飛石、池島、擬岩修理など順次修理を行う。



○擬岩修理、沢飛修理、景石修理、目地修理、権現山東裾石積、池際手水鉢、

余芳移築再建

※ 池底に接する景石や地割や擬岩修理、構造物修理などを行い、池底修理に備える。

※ 石橋の石材選定や権現山東裾における石組施工や石材選定、検討を行う。

※ 木橋の材木は、当該年度だけで乾燥時間が足りないため事前発注する。



○木橋、余芳－園池間荒造成、設備配管、築山、園路、石橋復元、灯籠、島内植栽、

護岸際植栽、余芳防火設備（火災報知器、埋設管設置、初期消火設備）、素屋根解体、

余芳移築再建

※ 池底修理のための隣接する諸問題を解決する。

※ 園路復元及び設備導入のため、発掘調査と遺構面の保護等を行う。



○池底三和土き損修理、沢飛基部三和土、水生植物団い、給排水設備等埋設、飛石修

理、余芳－園池間復元、蹲役石等選別・組み合わせ、隣接園路修理、滝給水、余芳

周辺露地庭



○給排水施設、築山修理、排水に付随する三和土修理、園路修理、灯籠、植栽、水生

植物、隣接園路、照明設備、注水、保護柵等

★上記以外の課題

藤棚、鳥居

概ね5～6年程度の期間を想定

名勝名古屋城二之丸庭園 北園池修理対象位置図



名勝名古屋城二之丸庭園 令和三年度 北園池修理内容

I. 令和三年度 調査および修理概要

①目的

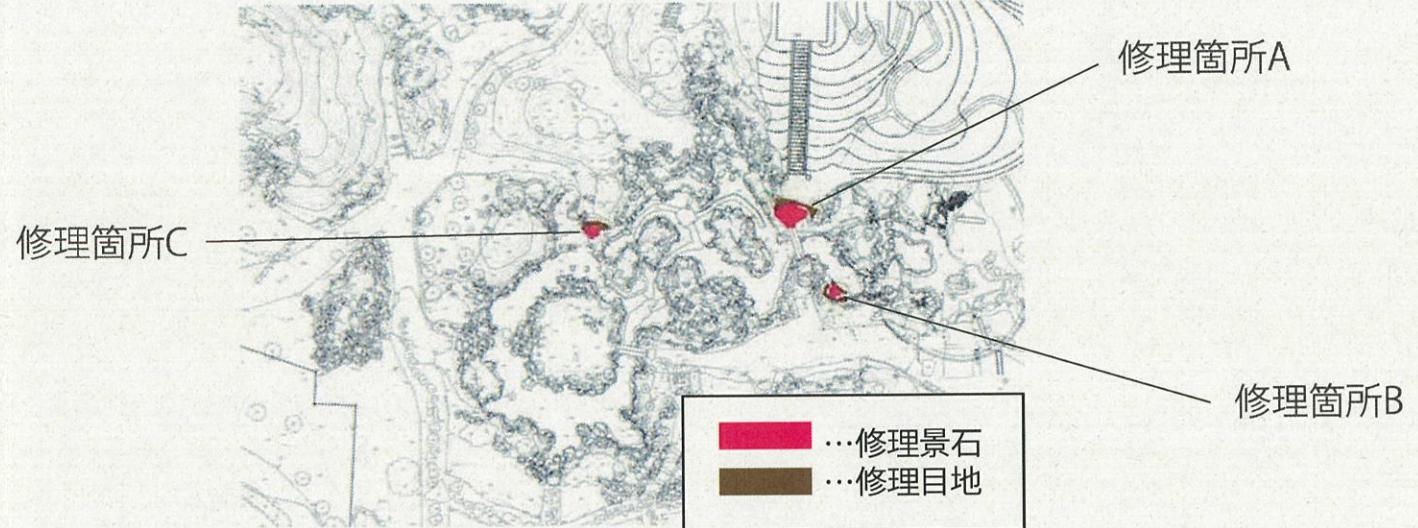
石組や擬岩護岸の修理は池底を足場として施工することから池底を修理する前に実施する必要がある。また景石が経にして、擬岩等を押している箇所があり、それらの修理を考慮すると、これ以上傾倒等が進行する部位に限り、景石修理を行い、次の工程に入る必要がある。

②調査

北園池の池底は三和土であり、修理においてはその下層の構造を把握する必要がある。また、三和土の配合比率を分析して、材料試験と暴露試験を行う必要がある。

③位置

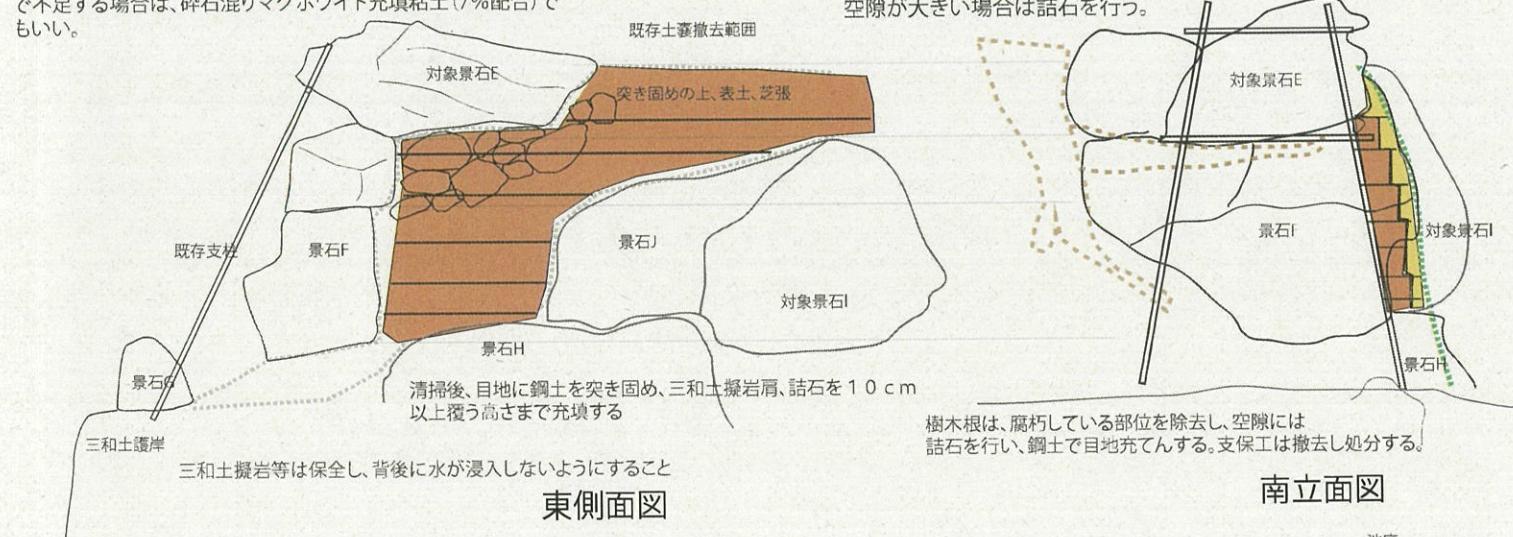
権現山裾にある石橋橋台および護岸石組修理、令和元年度修理景石基礎修理、赤坂山北護岸の築山護岸据えなおし修理の3か所を対象とする。



II 修理箇所A 石橋北東側面 修理方針

権現山裾の石橋袂の景石群は、樹木根により変位していた。その部位を昨年確認したところ、大きな空隙が確認され、危険な状態である。一度取外し、基部を形成してから、再度設置する。位置はオルソと測量により復元位置を確認して、設置する。

安定部位においては、土嚢撤去して、目地清掃後、詰石をして自立確認後に目地充てん突き固めを行う。材料は鋼土とし、表土等で不足する場合は、碎石混リマグホワイト充填粘土(7%配合)でもよい。



※基本事項:
鋼土は手で握ってまとまりがある程度に湿らせ、突き棒や鎌で空隙がなくなるまで突き固めて施工する事
表層土の粘りおよび流出防止には、凝固剤として、酸化マグネシウム等を使用してもよい。
また、割れ防止にスサを入れて混和する事。サンプルを作成し暴露試験する事。30cm角。
暴露試験は、突き固めた状態 塊を2週間程度乾燥させ、雨にさらす。

III 修理箇所B 石橋南東 修理方針

昨年傾倒が進行している景石修理をしたが、三和土擬岩の変位等があり、再度それらの取り外しと保管、詰石による基部形成を行う。擬岩等は取り外して、池底、護岸修理時に再度設置する。

土嚢撤去して、傾倒している三和土擬岩を一度撤去する。その後、景石Bの安定化を図るために、詰石を使い、空積みで自立することを確認してから、間詰を行う。材料は碎石混リマグホワイト充填粘土(5%配合)でも鋼土でもよい。必ず暴露試験を行う事。

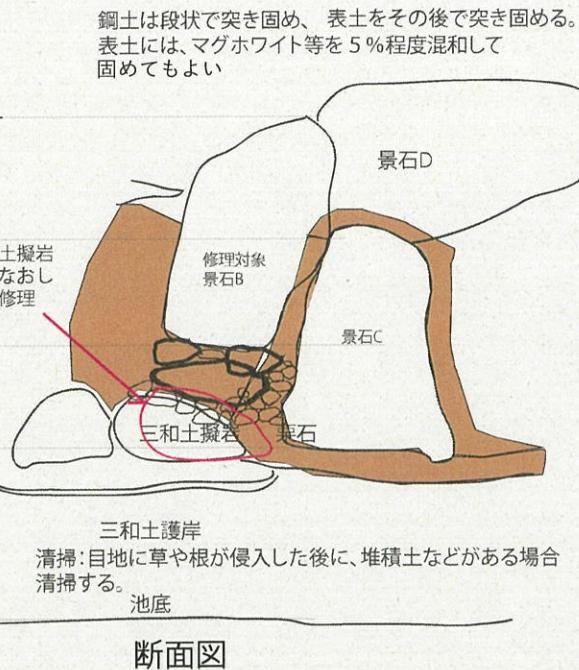
三和土擬岩は今的位置を記録して、取り外し、下層は発掘調査を実施する事。その後景石Bの支持層を形成する。

三和土擬岩等は保全し、背後に水が浸入しないようにすること。取り外した擬岩は場内保管し、監督員の指定した位置に運ぶこと。

差石は、2~3個で構成し、その下は、栗石を入れること。出来るだけ、間詰石で支持する事。

立面図

※基本事項:
鋼土は手で握ってまとまりがある程度に湿らせ、突き棒や鎌で空隙がなくなるまで突き固めて施工する事
表層土の粘りおよび流出防止には、凝固剤として、酸化マグネシウム等を使用してもよい。
暴露試験は、突き固めた状態 一遍10cm以上の塊を2週間程度乾燥させ、雨にさらす。



IV 修理箇所C 赤坂山対岸 北護岸築山景石 修理方針

傾倒した景石の据え付け痕跡等を側面から確認し、据えなおしを行う。手法は昨年実施と同様とする。

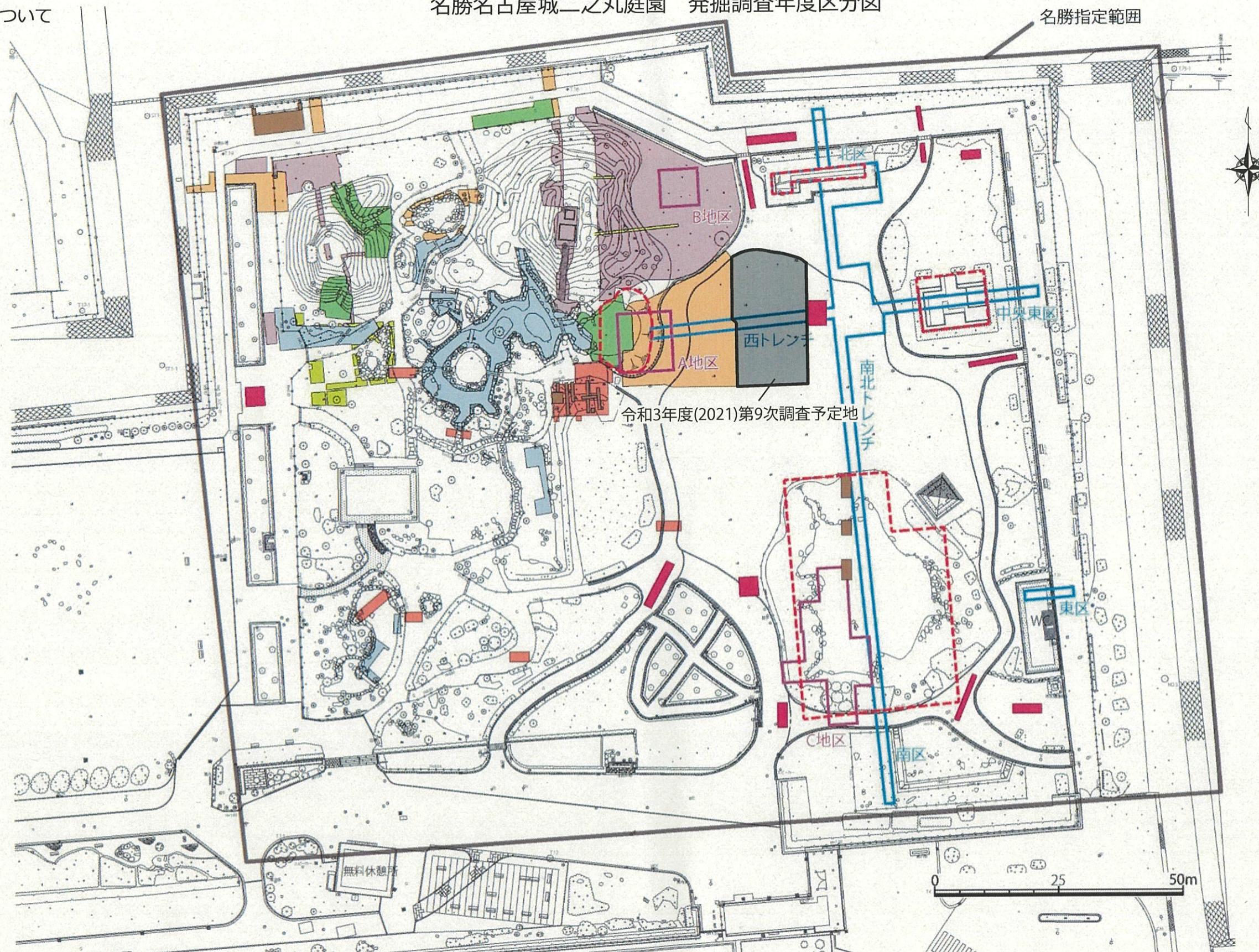
鋼土は段状で突き固め(T=150)、表土をその後で突き固める。(T=100内外) 詰石も行う。表土には、マグホワイト等を5%程度混和して固めてもよい。

その後張芝をして、目串で固定する。空隙が大きい場合は詰石を行う。

空隙が大きい場合は詰石を行う。

2 発掘調査について

名勝名古屋城二之丸庭園 発掘調査年度区分図



※昭和49年度～52年度の調査位置は簡易図面からの転記であり、実際の調査範囲とずれが生じている可能性がある。

令和3年度二之丸庭園発掘調査

| 調査地点 | 調査規模 | | | 調査目的 | 掘削方法 | 調査手順 | 留意点 | |
|------|------|-------|---------------------|--|---|--|---|--|
| | 幅(m) | 長さ(m) | 面積(m ²) | | | | | |
| 余芳東側 | 15 | 26 | 390 | 余芳東側の近世遺構確認のため。 余芳部分の発掘調査は平成27(2015)年度の第3次調査で行い、余芳の手水を確認している。しかし、余芳東側の近世遺構の残存状況については確認できていない。余芳の移築再建にあたって周辺の復元整備を行うための検討材料とするため、周辺遺構の状況を確認する。 | 表土は小型重機にて掘削を行う。表土より下層は人力にて近代掘削し、土層は機械掘削とする。 | 表土は現況復旧を行う。現況復旧は、遺構の検出状況によつては伐採する可能性がある。 | 芝生は調査後に現況復旧を行う。調査区内北端の樹木3本は、遺構の検出状況により伐採する可能性がある。 | 表土は現況復旧を行う。現況復旧は、遺構の検出状況によつては伐採する可能性がある。 |

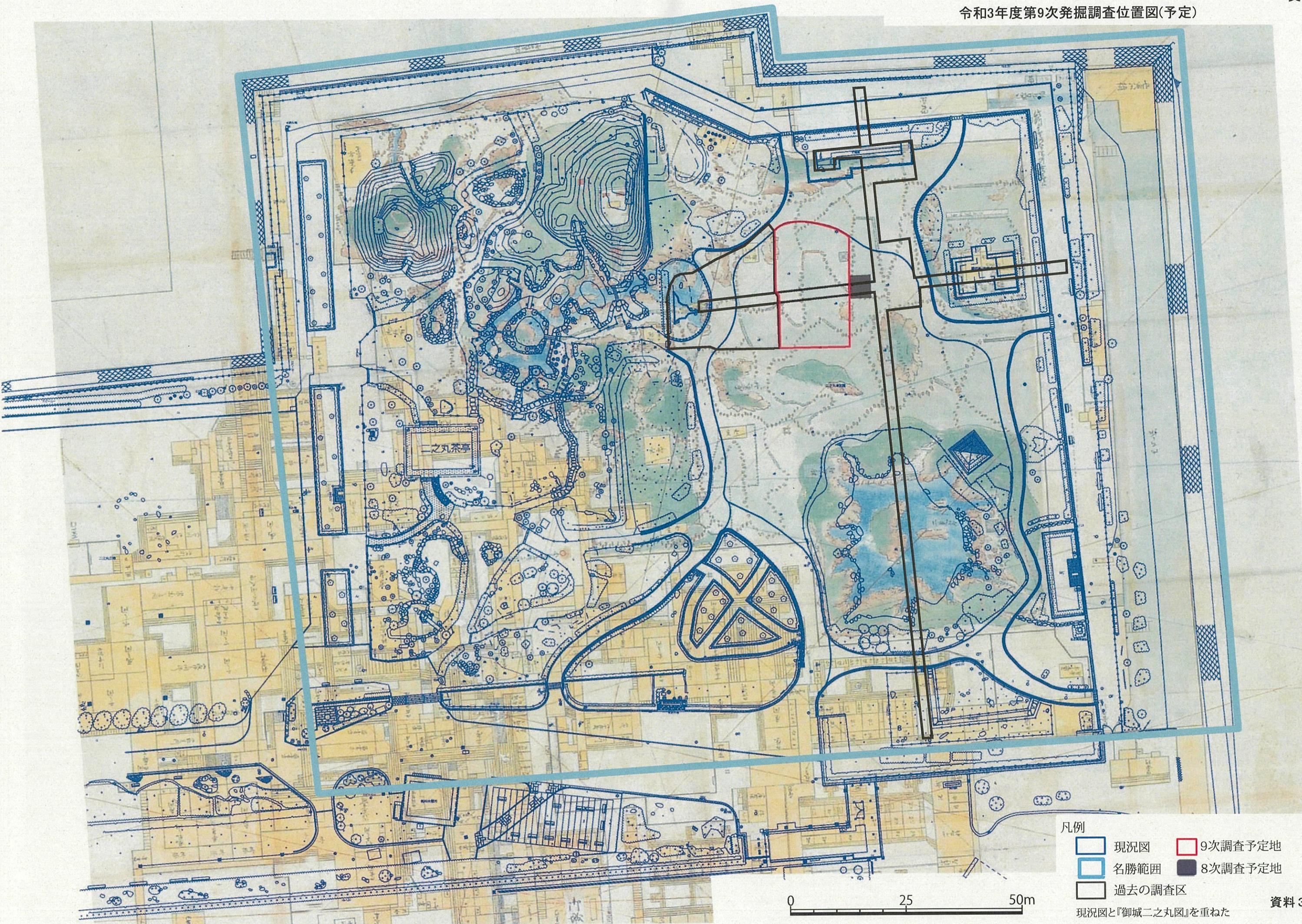
作業は学芸員の立会の下で行う。

現状変更の範囲内を作業スペースとする。掘削に伴う発生土は作業スペース内の調査区間に仮置きして、シートなどで養生を行う。

調査終了後は遺構面を山砂で保護した後に埋め戻す。

調査する範囲は堆積土の厚みや土の締まり具合によって、作業時の安全確保を優先して縮小することもあり得る。

令和3年度第9次発掘調査位置図(予定)



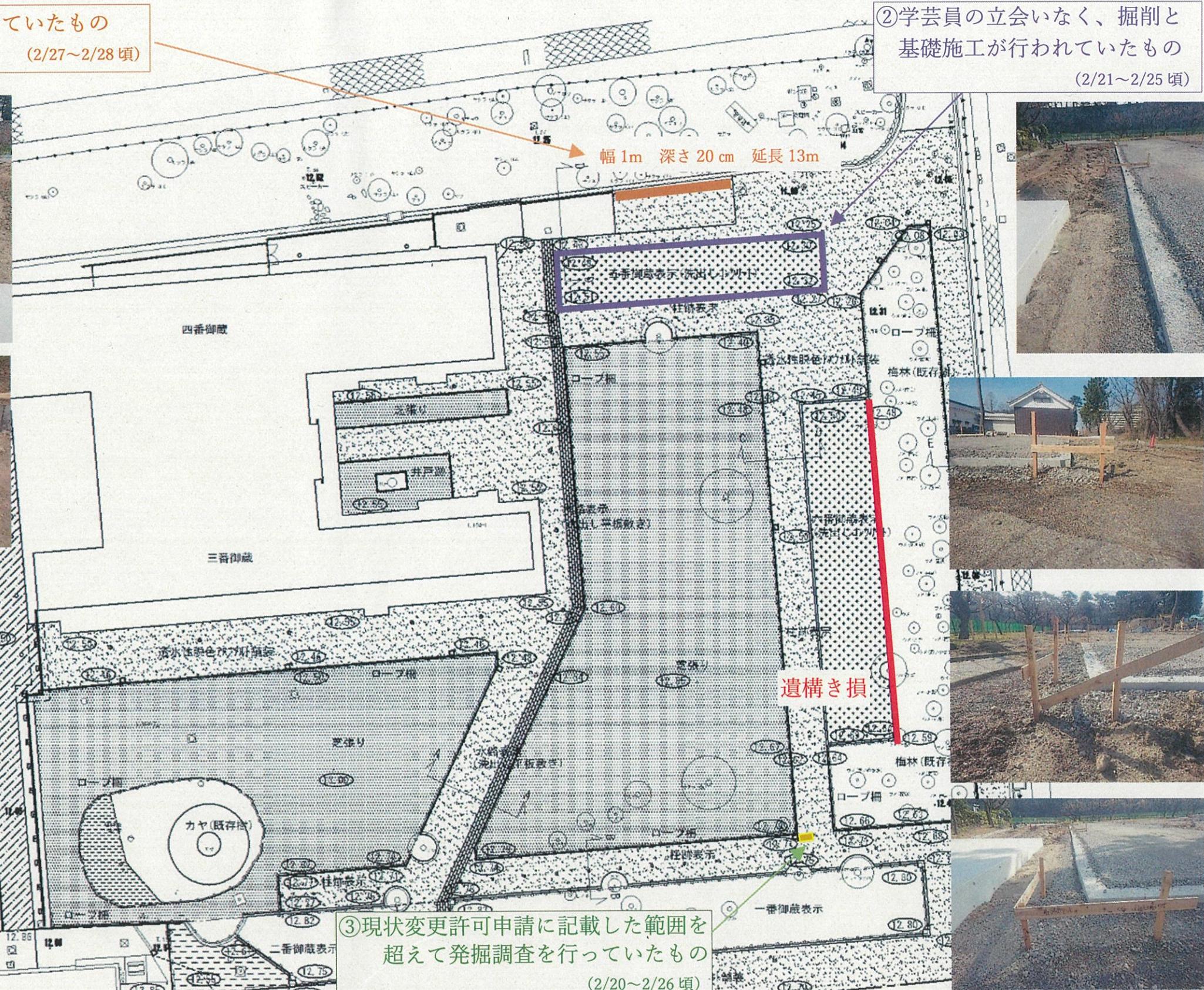
①現状変更許可申請に記載のない掘削を行っていたもの

(2/27～2/28頃)



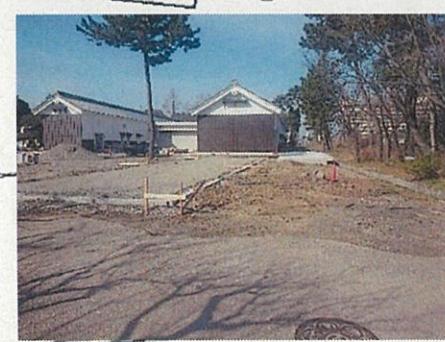
②学芸員の立会いなく、掘削と基礎施工が行われていたもの

(2/21～2/25頃)

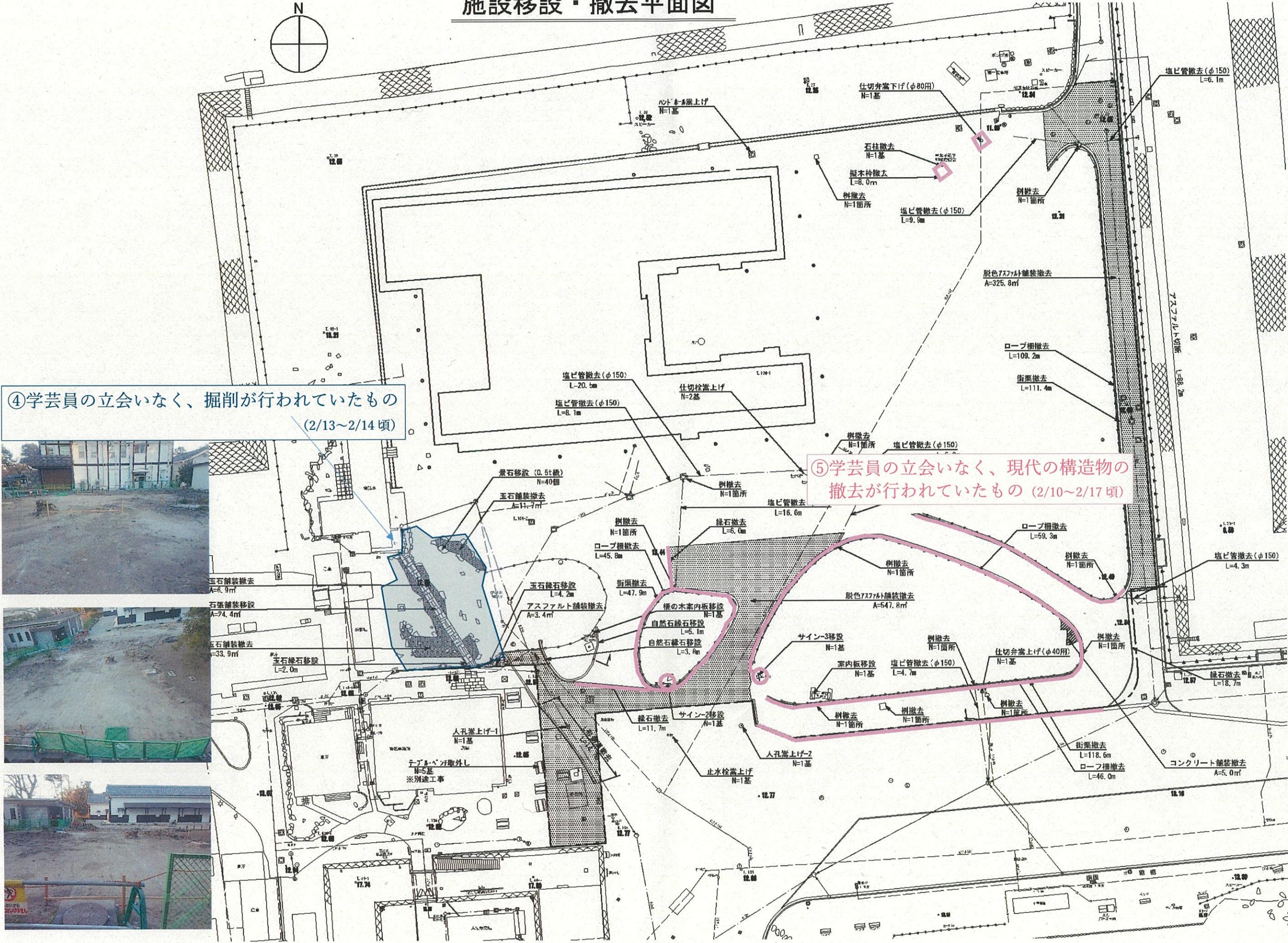


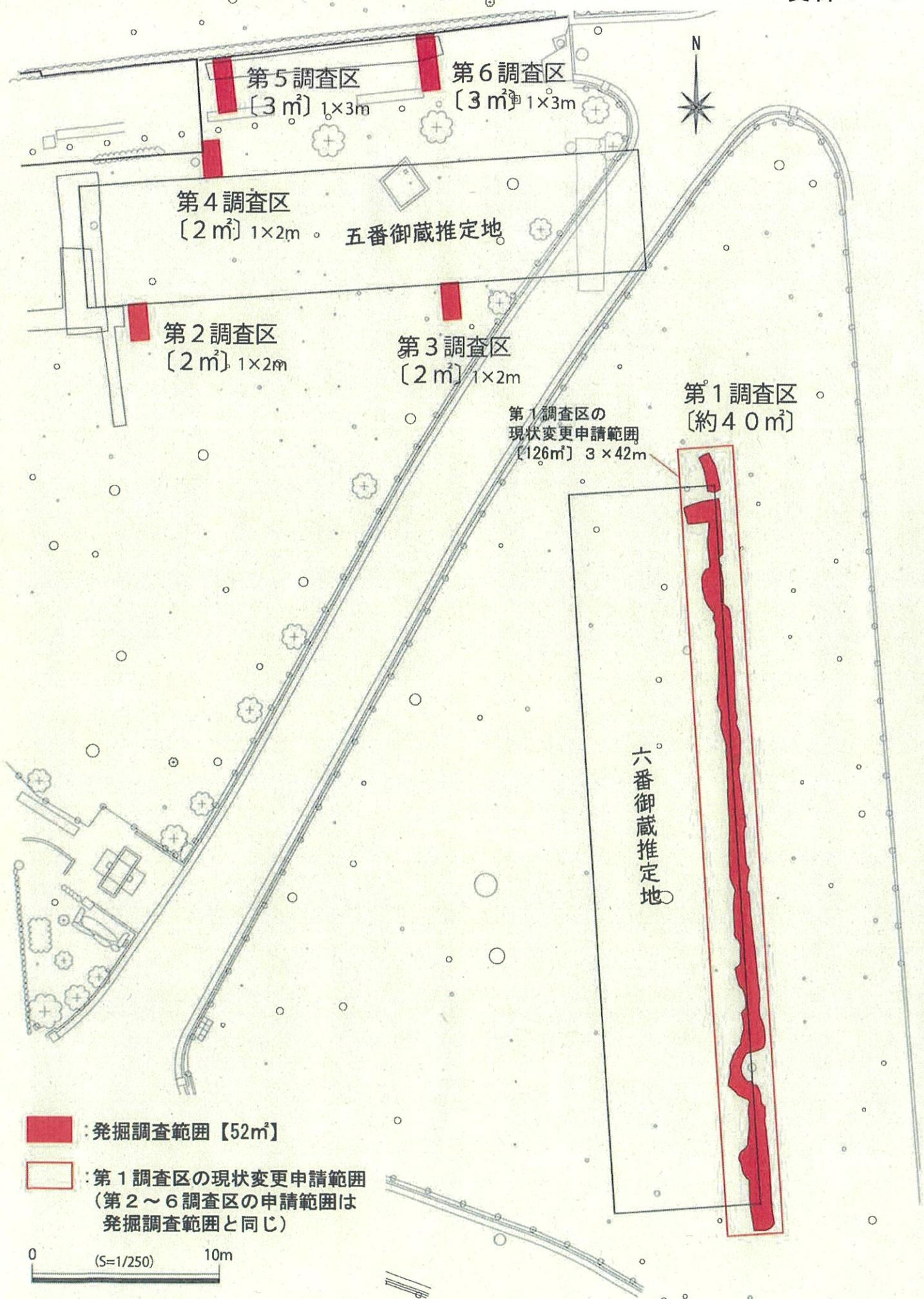
③現状変更許可申請に記載した範囲を超えて発掘調査を行っていたもの

(2/20～2/26頃)



施設移設・撤去平面図





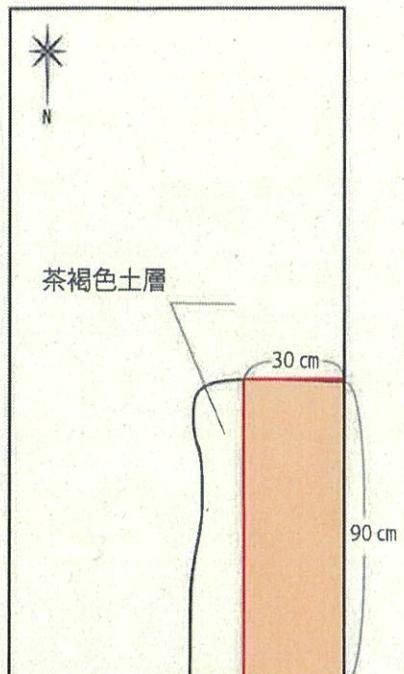
○第4調査区

「茶褐色土層」の時期（近世か近代か）を確認するため、スロープ基礎部分に幅30cmのサブトレンチを設定し、掘削する。

掘削深度は、「茶褐色土層」の下端（下層の上面）までとする。



第4調査区（北から）



第4調査区平面図

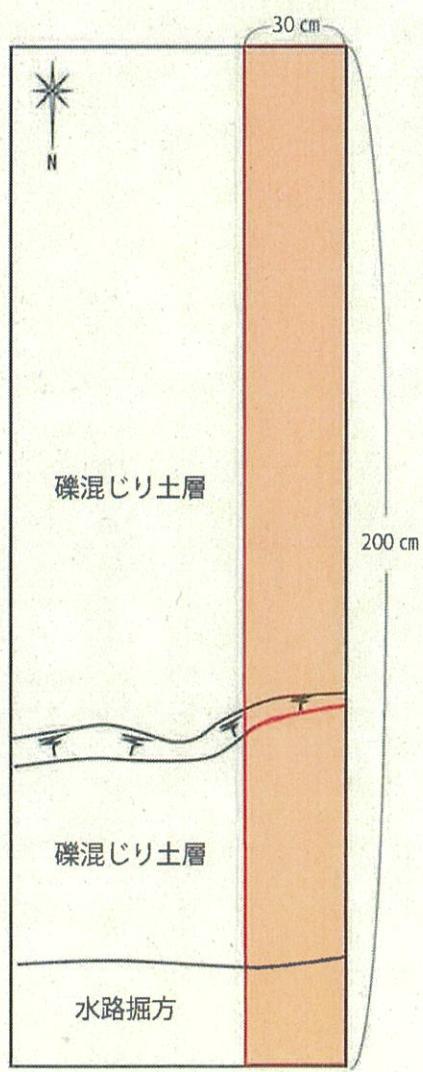
○第5調査区

「茶褐色土層」と「礫混じり土層」の層位関係を把握するため、トレーニング下段西側に幅30cmの断ち割りを設定して掘削する。本地点で確認ができない場合は、断ち割りを上段（南側）に延長する。

なお、掘削は、「礫混じり土層」を除去するまでとし、下層より「茶褐色土層」が確認できない場合は、それ以下の掘削は行わない。



第5調査区（北から）



第5調査区平面図

西之丸西部の調査について

1. 趣旨

当該箇所は、西之丸展示収蔵施設の外構工事の際に、学芸員が立ち会わずに施工した場所である。施工後の地表面の標高と、景石を撤去した際などに確認した近世土層の標高を比較すると、概ね近世土層は削平されていないと推定しているが、明確ではない(図1)。

本件の取り扱いについて、文化庁に確認をしたところ、調査を実施し明確にすべきであるという回答をえた。それを受け、別添のように調査区を設定して(図2)、発掘調査を実施したいと考えている。

なお、文化庁との協議の結果、本件は6月22日付けで申請した「西之丸き損地点等発掘調査」の現状変更申請の計画変更として手続きを行う予定である。

2. 発掘調査区の設定

(1) 調査区の設定

近世土層付近まで掘削している可能性がある地点を中心に第7調査区(6m×3m)を設定し、その北・南・西に第8~10調査区(各2m×2m)を配置する。

(2) 調査の進め方

① 第7~10調査区の地表面を削り(2~3cmを想定)、整備工事によって削られた(削り残された)土層を検出する。

⇒ この時点で、いずれかの調査区において、地表面~地中に近代以降の遺物を認めた場合は近世の土層は地中に存在すると判断し、当該調査区の調査は終了する。また、同じ土層が確認できた調査区についても調査を終了する。

② 第7調査区の北・西面にL字状に断ち割りを入れ、土層断面にて時期を検討する。

断ち割り部分の掘削深度は、近世土層上面までとするが、掘削土層の時期が不明な場合は、周辺調査区との関係等から所属時期が推定できるまで掘削する。

⇒ 周辺調査と共に土層を確認し、それが近代以降の土と分かる場合、または掘削中に近代以降の遺物を認めた場合は第7調査区の調査は終了する。第7調査区で確認した土層と第8~10調査区の平面にて検出した土層の対応関係が分かり、第8~10調査区の土層も近代以降の土であることが判明すれば、他の調査区の調査も終了する。

③ 第8~10調査区についても一部断ち割りを入れ、第7調査区及び過去の周辺の調査区との対応関係を確認する。

※ 断ち割り調査地点として設定した面積は最大値であり、断ち割り調査は幅30cm~50cmの小規模な掘削からはじめ、目的を達成した時点で終了する。



図1 西之丸西部の標高

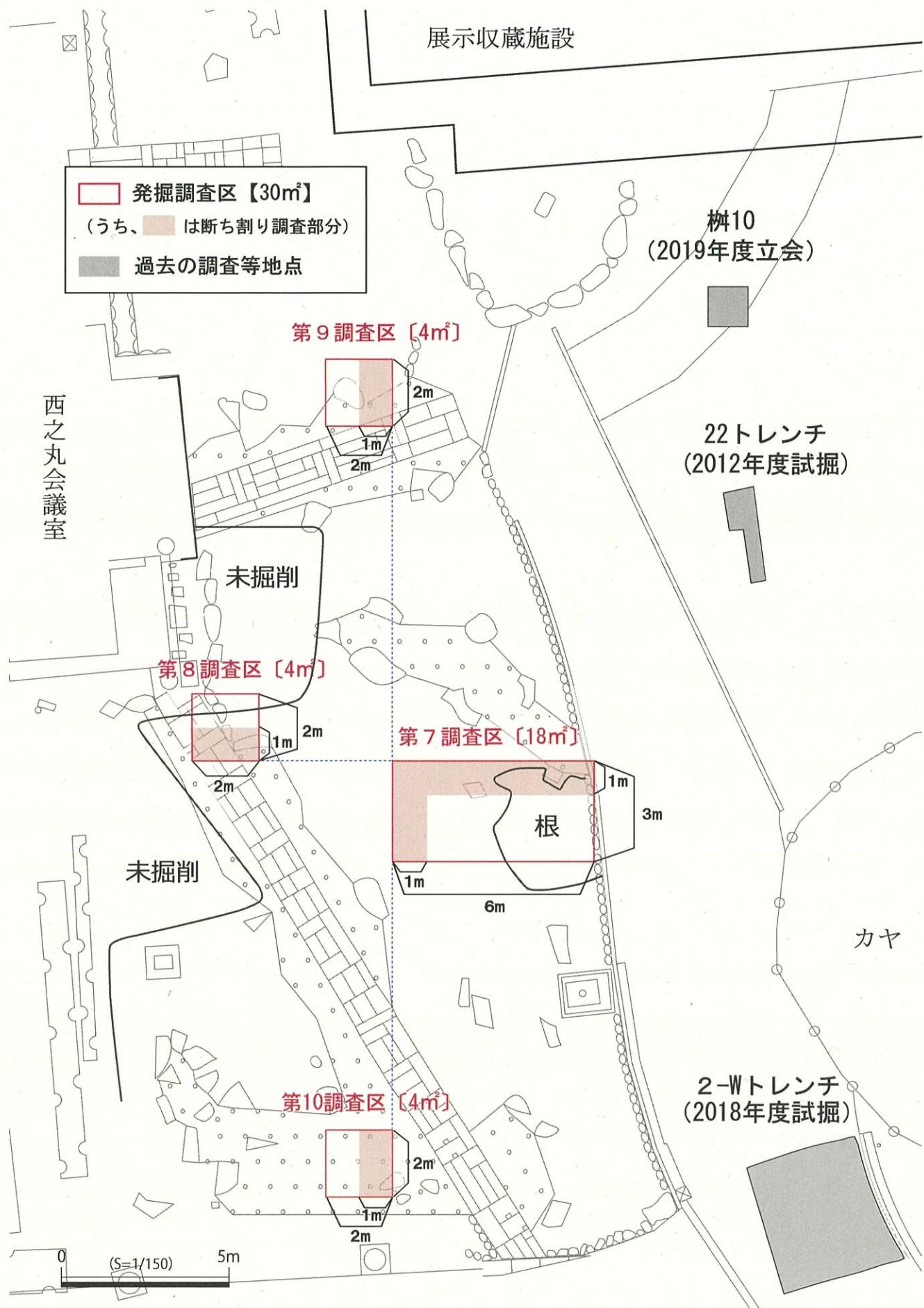


図2 西之丸西部の発掘調査区案



第7調査区 [6×3m]
(南から)



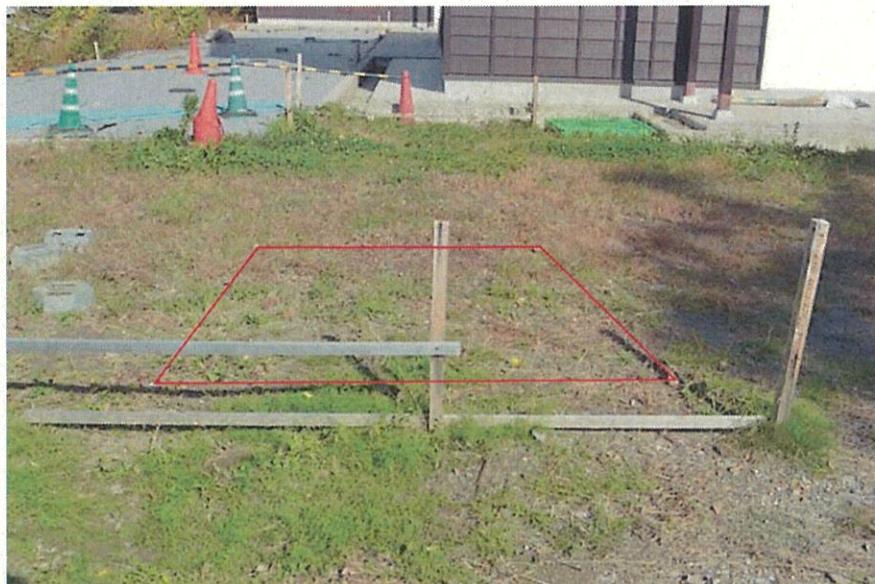
第7調査区 [6×3m]
(東から)



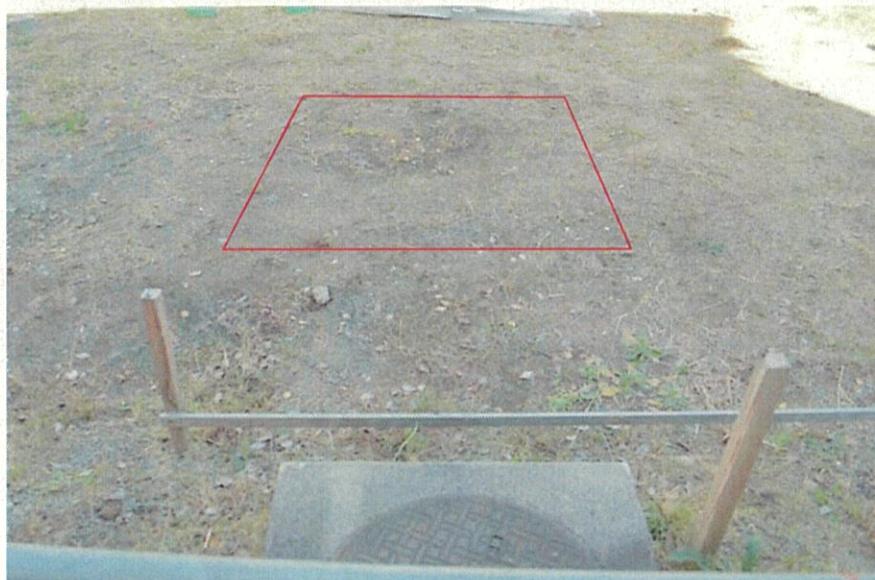
第8調査区 [2×2m]
(南から)

※ 赤枠が調査区の位置

図3 発掘調査位置の現況写真（1）



第9調査区 [2×2m]
(南から)



第10調査区 [2×2m]
(南から)

※ 赤枠が調査区の位置

図4 発掘調査位置の現況写真（2）